

多文化共生のまちづくりの更なる推進に向けて

令和2年2月6日（木）
総合企画局国際化推進室

<目次>

- 1 京都市多文化施策審議会（懇話会）からの提言内容と提言に関連した本市の取組状況
- 2 最近の動向や今後の取組予定

1 京都市多文化施策審議会（懇話会）からの提言内容と 提言に関連した本市の取組状況

京都市多文化施策審議会（懇話会）において調査・審議し、本市にいただいた平成22年度以降の提言内容と、提言に関連する京都市の取組状況をまとめた。（別紙資料のとおり）

＜各提言内容を分類＞

・地域づくり	8件
・人材育成	5件
・情報発信	4件
・多文化理解	3件
・コミュニケーション支援	2件
・子育て支援	2件
・行政と民間の協働	1件
・意識調査	1件
・高齢者福祉	1件
合計	27件

「地域づくり」「人材育成」
「情報発信」などに関する
提言が多い。

提言に関連した京都市の主な取組状況

分類	本市で行っている主な取組
「地域づくり」	<ul style="list-style-type: none"> ○kokokaオープンデイをはじめとした多文化交流イベントの開催 ○地域・多文化交流ネットワーク促進事業の実施 ○外国籍市民に対する地域活動への参画促進（自治会・町内会加入促進） ○向島地域における多文化共生のまちづくりを進めるための拠点の整備の検討
「人材育成」	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語チューターや市民生活アドバイザーをはじめとしたボランティア活動促進 ○行政通訳・相談事業，医療通訳派遣事業，各種相談事業の相談員・通訳者への外国籍市民の登用を促進 ○やさしい日本語を用いた分かりやすくつたえるための手引きの作成 ○区民窓口職員の職員研修，人権月間を通じた職員研修など
「情報発信」	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険，国民年金，介護保険等に関するチラシの多言語対応 ○京都市情報館の多言語対応 ○HP防災危機管理情報館の多言語対応 ○外国籍市民に対する自転車ルール，マナー啓発 ○外国籍市民にも分かりやすい多言語表記（市バス・地下鉄）

※庁内の関係課において、多文化共生に資する取組を幅広く実施している。

2 最近の動向や今後の取組予定

京都市における外国籍住民基本台帳登録者数推移

※各年12月末現在

平成26年（2014年）	40,565人
平成27年（2015年）	41,609人
平成28年（2016年）	42,567人
平成29年（2017年）	44,282人
平成30年（2018年）	46,451人
令和元年（2019年）	48,773人

<国籍別の上位（令和元年）>

1	韓国	18,908人（全体の38.8%）	前年比	-376人
2	中国	13,542人（ 〃 27.8%）	〃	+1,146人
3	ベトナム	3,015人（ 〃 6.2%）	〃	+672人
4	台湾	1,716人（ 〃 3.5%）	〃	+108人
5	朝鮮	1,315人（ 〃 2.7%）	〃	-80人

※近年の外国籍市民は増加しており、特に中国やベトナム国籍などの人数が増える傾向にある。

京都市における外国籍住民基本台帳登録者数推移（在留資格）

※各年12月末現在

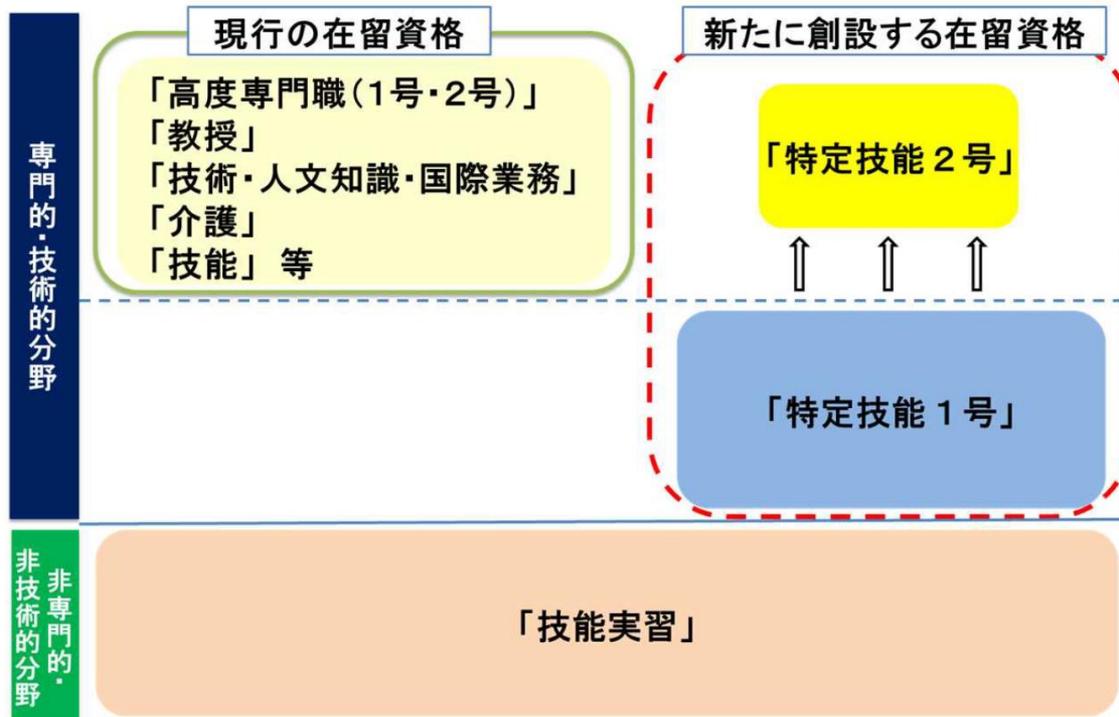
在留資格	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
特別永住者	20,071	19,497	18,876	18,226	17,706	17,122
留 学	8,246	9,115	9761	10,785	12,153	13,289
永住者	4,999	5,124	5257	5,338	5,635	5,935
家族滞在	1,366	1,458	1608	1,864	1,930	2,164
日本人の配偶者等	1,339	1,358	1431	1,485	1,491	1,496
人文知識・国際業務 (現「技術・人文知識・国際業務」)	961	1,471	1,771	2,153	2,656	3,114
定住者	686	711	716	725	724	728
教 授	542	552	560	588	580	579
技能実習	545	602	686	896	1220	1698
特定技能						9
その他	1,810	1,721	1,040	1,597	2,356	2,639
総 数	40,565	41,609	42,567	44,282	46,451	48,773

※ 「特別永住者」は減る一方で、「留学」「技術・人文知識・国際業務」,
「技能実習」などの在留資格を持つ外国籍市民は増えている。

「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」
（いわゆる改正出入国管理法）の施行 平成31年（2019年）4月

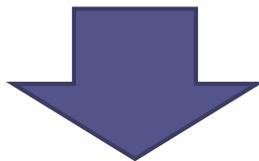
外国人労働者の受入れ拡大を目的として、介護などの14分野を対象に、深刻化する労働力不足に対応するため、新たな外国人人材の受入れのための枠組みとして、

新たな在留資格となる「特定技能1号」、「特定技能2号」が創設。



※ 出典 出入国在留管理庁HPより

外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ包括的に推進していくため、126に及ぶ施策から成る「**外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策**」が国において取りまとめられる。



<総合的対応策の具体例>

外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村約100か所において、**地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口である「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮称)」を設置**することを支援する。

「京都市外国籍市民総合相談窓口」を開設

令和元年7月 従来から、京都市国際交流会館で行っていた相談業務を
拡充し、**多言語で相談に応じる「京都市外国籍市民総合相
談窓口」を開設**

＜拡充内容＞

- 来所相談時における通訳タブレットを活用した多言語(原則11言語)対応
- 行政通訳の英語対応日の拡充(英語週2→週3)
- 相談内容をデータベース化した相談事例支援システムの導入 など



多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチーム（PT）の設置

改正出入国管理法の施行を受けて、**企業等における外国人材の受入に係るニーズを的確に把握するとともに、今後増加が予想される外国籍市民と、市民生活や地域コミュニティとの調和等を図り、誰もが暮らしやすい社会の実現や、地域の活性化につなげる方策を全庁一体となって検討していくことを目的**として、平成31年4月に設置

＜構成＞

- 文化市民局地域自治推進室
- 総合企画局国際化推進室
- 産業観光局商工部
- 保健福祉局保健福祉部
- 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部
- 教育委員会指導部
- 右京区役所（連絡調整担当区）

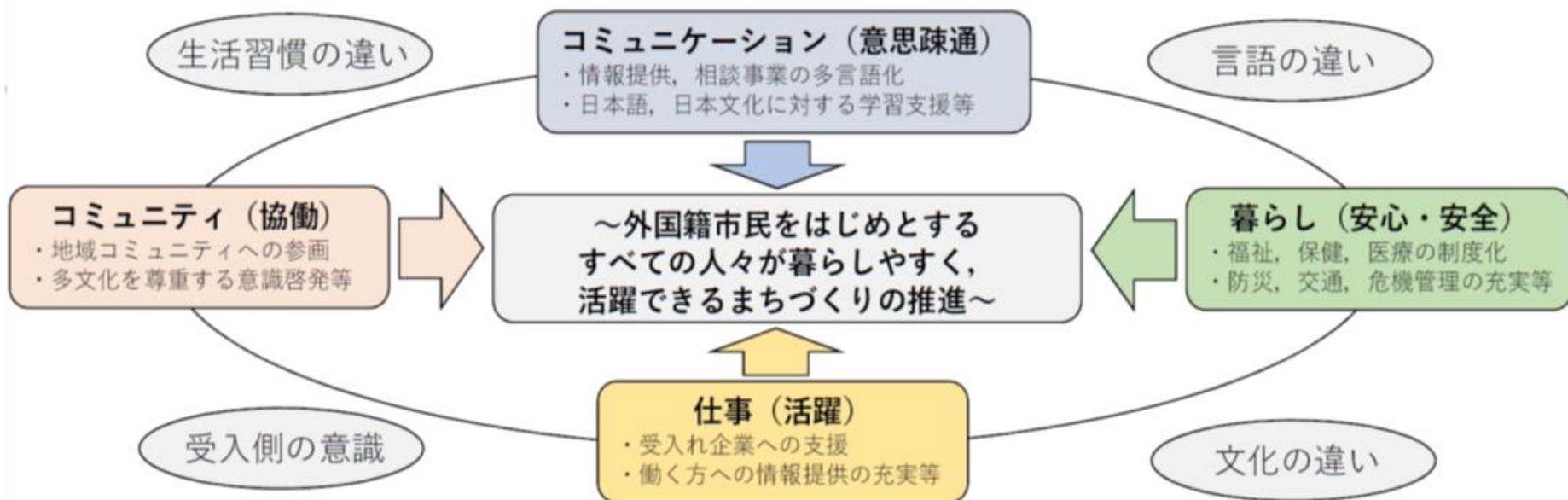
<令和元年度のP Tの開催状況と予定>

会議	時期	概要
キックオフミーティング	令和元年5月	改正入管法についての理解を深める。
第2回P T会議	令和元年7月	各部署の課題及び今年度の取組内容等を共有
第3回P T会議	令和元年8月	各部署の次年度の取組予定を共有
第4回P T会議	令和元年11月	次年度の取組内容をとりまとめ
第5回P T会議	時期未定	次年度の取組に向けた情報共有

PTにおける多文化共生のまちづくりの推進

○基本的な考え方

企業等における外国人材の受入れに係るニーズを的確に把握するとともに、外国籍市民と、市民生活や地域コミュニティとの調和等を図り、地域の活性化につなげ、誰もが暮らしやすく、活躍できる「多文化が息づくまち・京都」を推進する。



本市における多文化共生に関する課題の分類（PT資料より）

- 1 コミュニケーション（意思疎通）
 - 情報提供，相談事業の多言語化
 - 日本語，日本文化に対する学習支援等
- 2 暮らし（安心・安全）
 - 福祉，保健，医療の制度化
 - 防災，交通，危機管理の充実等
- 3 コミュニティ（協働）
 - 地域コミュニティへの参画
 - 多文化を尊重する意識啓発等
- 4 仕事（活躍）
 - 受入れ企業への支援
 - 働く方への情報提供の充実等

→ 本市における多文化共生に関する課題を4つに分類し，現状の取組と今後の取組予定をPTでまとめているところ。

本市で令和2年度に実施を検討している事業の例（予定）

分類	事業名	事業内容	備考
コミュニケーション（意思疎通）	テレビ型翻訳タブレット端末を活用した窓口サービスの充実	本市で暮らす外国籍市民の方が，転入・転出，福祉，医療，子育て等に係る各種手続きや市民生活相談で，区役所・支所を訪れた際に，窓口で多言語での対応ができるよう，全区役所・支所に，テレビ電話型翻訳タブレット端末を配備する。	新規（令和2年度）
暮らし（安心・安全）	災害時における外国籍市民等の防災体制整備事業	近年の大規模災害の発生も踏まえ，避難所での多言語電話通訳を導入する。また，災害時の課題等について，外国籍市民等からの意見聴取を行い，迅速かつ適切な対応体制の構築に向け，検討を進める。	新規（令和2年度）
コミュニティ（協働）	地域でつながる日本語教室	地域住民と外国籍市民等がやさしい日本語やシンプルな英語を用いて，地域の生活習慣や行事，外国籍市民の文化などを学び合う教室を実施する。	継続（令和元年度新規）
仕事（活躍）	多文化共生のまちづくり推進プロジェクト（外国人材雇用支援事業）（仮称）	今後，増加が予想される外国籍市民と，市民生活や地域コミュニティとの調和を図り，誰もが暮らしやすい社会の実現や，地域との活性化につなげるため，外国人労働者の雇用を検討している企業を対象とした相談窓口の設置などにより，中小企業における外国人労働者の適正・円滑な受入れを支援し，担い手の確保にもつなげる事業を実施する。	新規（令和2年度）

※上記は現状の予定であり，市会における予算の審議により変更となる可能性がある。

- 令和元年6月 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」
が充実
- 令和元年12月 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」
の改訂（126施策→172施策）



今後、国の動きも注視しながら、多文化共生につながる取組を全庁一体
となって、実施することにより、

**外国籍市民をはじめとする
すべての人々が暮らしやすく、活躍できる
まちづくりの推進を図っていく。**